

風俗営業所等に対する立入調査等要綱の制定について（例規通達）

平成28年 6 月 20 日

本部（生企）第25号

〔沿革〕 令和 3 年 3 月本部（警務）第19号、12月本部（生企）第60号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、風俗営業所等に対する立入調査等要綱を別添のとおり制定し、平成28年 6 月23日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、風俗営業所等の立入調査等要綱の制定について（平成11年 3 月23日付け本部（生企）第 4 号）は廃止する。

別添

風俗営業所等に対する立入調査等要綱

第 1 目的

この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第 1 項に規定する風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、法第33条第 6 項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者（以下「風俗営業者等」という。）に対する報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）の要求並びに同法第37条第 2 項各号に掲げる場所（以下「立入対象場所」という。）に対する立入調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 報告等の要求

1 報告等を要求できる者

法第37条第 1 項の報告等の要求をできる者は、生活安全企画課長、人身安全・少年課長、生活保安課長及び署長（以下「署長等」という。）とする。

2 報告等を要求できる内容

風俗営業者等の業務に関し、法令を適正に執行するために必要な事項とする。

3 報告等の要求手続

署長等は、報告等の要求について次のとおり取り扱うこととする。

(1) 要求の手続

被要求者に、報告・資料提出要求書（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第 8 号）別記様式第10号。

以下「要求書」という。）を交付して要求すること。

(2) 受理の手続

被要求者から報告又は資料が提出されるときは、報告・資料提出書（別記様式第 1 号）の提出も併せて受けること。

4 要求に当たっての留意事項

報告等の要求は、原則として同一事実について 1 回とすること。ただし、報告等の内容が不十分な場合は、更に追加要求することを妨げるものではない。

なお、報告等の期限については、相当な期間を設けること。

第3 立入実施者

署長等は、次に掲げる職員のうちから、立入調査を実施する警察職員（以下「立入調査員」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

- (1) 法に係る業務を担当する職員
- (2) 立入調査に関する知識を有し、署長等が必要と認める職員

第4 身分証明書の作成、交付等

1 身分証明書の作成

生活安全企画課長は、身分証明書（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）別記様式第49号）を作成するものとする。

2 身分証明書の交付及び管理

署長等は、身分証明書を交付するとき又は当該立入調査員から返納を受けるときは、身分証明書交付・返納簿（別記様式第2号）により、交付又は返納の状況を記載の上、管理するものとする。

3 身分証明書の亡失等の防止

立入調査員は、交付を受けた身分証明書について、盗難、亡失等の防止を図ること。

第5 立入調査

1 実施計画の策定

署長は、管内の風俗営業者等の許可数、届出数及び営業所数の状況を勘案し、年間における立入調査実施計画を策定するものとする。

2 立入調査の実施

立入調査員は、前記1による立入調査実施計画に基づき立入調査を実施するほか、次に掲げる営業所等について、随時実施するものとする。

- (1) 新たに営業を開始した立入対象場所の実態を解明する必要があるとき。
- (2) 風俗関係法令違反により検挙又は行政指導を受けた立入対象場所について、その後の実態を確認する必要があるとき。
- (3) 法第37条第1項に規定する報告等が指定した期限までに行われないうとき又は第2の4ただし書きの要求が繰り返されたとき。
- (4) 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者が、正当な理由なく法第24条第6項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する管理者講習に、管理者を受講させなかったとき。
- (5) 営業に関する苦情又は法令違反の疑いがあるとき。
- (6) 法の目的を達成する上で必要があるとき。

第6 立入調査員への教養等

1 立入調査員への教養の実施

署長等は、平素から立入調査員に、立入調査の手続、立入調査に当たっての着眼点、法令違反を発見したときの措置要領等について、必要な教養を実施すること。

2 立入調査実施上の留意事項

立入調査員は、立入調査を実施するときは次に掲げる事項に留意して行うこと。

(1) 立入予定場所において予想される法令違反、法令違反を発見したときの措置要領等について、事前に確認しておくこと。

(2) 立入調査の実施時間は、次に掲げる立入対象場所の区分に応じて行うこと。

ア 法第37条第2項第1号から第5号までに掲げる場所に対する立入りは、現に営業している時間帯とすること。ただし、特に必要があり現に営業していない時間帯に実施するときは、署長等の事前承認を得ること。

イ 法第37条第2項第6号に掲げる場所に対する立入りは、午後10時から午前6時までの間で、かつ、現に営業している時間帯とすること。ただし、特に必要があり午前6時後午後10時前の間又は営業していない時間帯に実施するときは、署長等の事前承認を得ること。

ウ 法第37条第2項第7号に掲げる場所に対する立入りは、午前零時から午前6時までの間で、かつ、現に営業している時間帯とすること。

(3) 立入調査は、立入調査を開始する前に風俗営業者等（法人の場合は役員）又は管理者等の関係者に身分証明書を提示して、立入調査に関する説明を十分に行うことにより、立入調査の適正を期するとともにその実効性を確保すること。

(4) 立入調査は、できるだけ営業の妨げとならないようにすること。

(5) 個室又はこれに類する施設内に立ち入る必要があるときは、ロックするなどにより客が在室しないことを確認した後に立ち入ること。

(6) 質問は、原則として営業者、従業者等、営業者側の者に対して実施すること。

ただし、質問の回答に虚偽がある等により、調査目的を十分達成できない場合には、客に質問することを妨げないものとする。

(7) 警察職員としての品位を保持し、不用意な言動を慎むこと。

(8) 立入りを拒否された場合は、その理由を聴取するなどして原因究明に努めること。調査の結果、正当な理由なく拒否されたことが判明した場合には、立入拒否違反として下記3の措置への移行を検討すること。

3 違反者に対する措置

立入調査において法令違反を発見したときは、違反の軽重、悪性の度合い等を総合的に判断し、指導、警告、行政処分上申又は検挙の措置をとること。

なお、立入調査を実施したところ、当該営業所において具体的な法に違反する犯罪事実を認知し、立入調査に引き続き犯罪捜査に移行する場合は、立会人に対して、法の規定に基づく立入調査を終了し、以降、刑事訴訟法の規定に基づく捜査手続を開始する旨を確実に伝え、行政権と司法権との区分の明確化を図ること。

4 実施結果報告

立入調査者は、立入調査の実施結果について風俗営業等の営業所等に対する立入調査実施結果報告書（別記様式第3号）を作成し、速やかに署長等に報告すること。

5 台帳等への登載

(1) 立入調査の実施結果について、許可又は届出台帳等に登載すること。

(2) 生活安全企画課長、人身安全・少年課長及び生活保安課長は、風俗営業所等を管轄する警察署と連携することなく独自に立入調査を実施した場合には、当該風

俗営業所等を管轄する警察署長に風俗営業等の営業所等に対する立入調査実施結果報告書の写しを送付の上、台帳への登載を依頼すること。